



中小企業の為の経営のヒント

菅原会計事務所通信

2016年5月号

菅原会計事務所・菅原行政書士事務所
〒513-0809 三重県鈴鹿市西条 5-40-1
TEL 059-382-5055 FAX 059-382-5009
業務時間 平日 AM 9:00~PM 5:00

飲食料品の軽減税率

2017年4月に予定されている消費税率の10%への引き上げまで1年を切りました。

今回の消費増税では税負担を軽くするため、「酒類・外食を除く飲食料
品」及び「週2回以上発行される新聞の定期購読料」について軽減税率
が導入されます。そこで今回は、このうち「酒類・外食を除く飲食料
品」について現時点で定められた対象品目についてまとめてみました。

・軽減税率の対象となるもの

- ① 食品表示法に規定する食品(加工食品、生鮮食品、食品添加物)
普段私たちがスーパーやコンビニで目にする飲食料品はほとんど
がこれに該当します。
- ② 有料老人ホームや学校等で提供される一定の飲食料品、給食等
- ③ 容器に入れ、又は包装を施した飲食料品
ファストフード店等でお持ち帰りとして購入した食料品です。
- ④ 一部の一体商品
一体商品とはおまけ付きのお菓子などで販売価格が税抜き1万円
以下で、食品に係る割合が2/3以上占めているものが軽減税率の
対象となります。

・軽減税率の対象とならないもの

- ① 酒類(酒税法で規定された酒類)
- ② 外食：政府による外食の定義は「飲食に用いられる設備のある場所
において、飲食料品を飲食させるサービス」とされています。

(新井 記)

